

金銭信託 [ 予定配当率型 ]

**e** **ダイレクト金銭信託**

ソフトバンクグループ株式会社 第 24 号

商品説明書・募集要項 [ 個人用 ]

# **e** **ダイレクト金銭信託**

ソフトバンクグループ株式会社

第 24 号



**オリックス銀行**

この商品説明書は、「募集要項」とともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用する金融商品取引法第37条の3の規定により交付するものです（2018年12月5日現在）。

この商品説明書には、eダイレクト金銭信託（予定配当率型）ソフトバンクグループ株式会社第24号（以下「本商品」といいます。）に係るリスクや費用等が記載されております。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、本商品へのお申込み前にご確認ください。

- 本商品は、合同運用指定金銭信託です（詳しくは、後記9.用語集をご確認ください）。本商品は、預金ではありません。
- 本商品では、お客さまからお預かりする信託金を、主としてソフトバンクグループ株式会社向け無担保貸付金で運用します。ソフトバンクグループ株式会社より貸付金の全額が期限前に返済される場合があります。この場合、信託終了日まで預金または受託者の銀行勘定にて弁済金を運用します。
- 本商品では、お客さまからお預かりした信託金の一部を中途解約準備金として積み立て、これを預金または受託者の銀行勘定にて運用します。
- 受託者が受託者の銀行勘定との間で行う中途解約準備金等の運用取引は、いわゆる「利益相反取引」として、受益者保護のために法令で定められた一定の要件のもとで行われる取引となります（詳しくは、後記8.（6）をご覧ください）。
- 本商品の主なリスクは、ソフトバンクグループ株式会社の信用リスクです。ソフトバンクグループ株式会社が破産等の債務不履行状態に陥った場合には、収益配当ができない可能性のほか、お客さまからお預かりした信託元本に損失が生じる可能性があります。また、中途解約準備金等の運用先が債務不履行状態に陥った場合にも、同様に、収益配当ができない可能性のほか、信託元本に損失が生じる可能性があります。
- 本商品は、原則として、中途解約ができません。

## 【リスクについて】（6 ページをご参照ください）

### 1. 信用リスク（主たる運用資産）

お客さまからお預かりする信託金は、主に、ソフトバンクグループ株式会社向け無担保貸付金により運用されます。貸付先であるソフトバンクグループ株式会社が破産等の債務不履行状態に陥った場合には、貸付金に係る元利金が返済されず、予定配当率に基づく収益金の配当ができない可能性のほか、信託元本に損失が生じる可能性があります。

### 2. 信用リスク（従たる運用資産）

下記の運用に係る運用先が破産等の債務不履行状態に陥ったときには、予定配当率に基づく収益金の配当ができない可能性のほか、信託元本に損失が生じる可能性があります。

- ・ 中途解約準備金の運用
- ・ 支払準備の必要が生じた場合の当該準備に係る運用
- ・ 合同運用財産に生じた貸付利息等の運用
- ・ 貸付金が期限前返済を受けた場合の弁済金の運用
- ・ その他受託者が必要と認めた場合の運用

### 3. 強制終了リスク

ソフトバンクグループ株式会社が破産等の債務不履行状態に陥るなどの一定の事由が生じた場合において受託者が必要と認めたときは、本商品に係る信託契約を信託終了日より前に強制終了させる場合があります。この場合、信託財産の換金処分等に時間を要し、信託財産の償還が大幅に後ずれする可能性があります。

## 【信託報酬及びその他の費用について】（10 ページをご参照ください）

### 1. 信託報酬

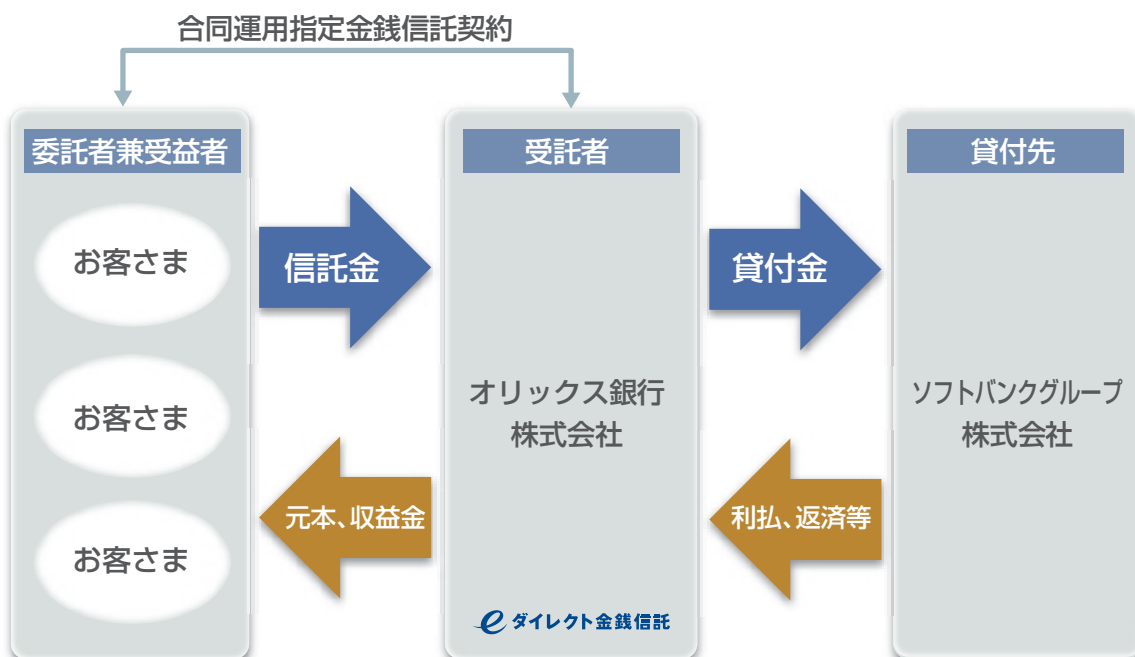
信託報酬は、信託財産の中からいただきます。予定配当率にて計算される配当金からいただくものではありません。信託報酬の金額は、信託元本の上限 0.30% から下限 0.01% に相当する金額の範囲内とし、受託者が信託約款の定めにしたがい受領します。上記の範囲内で確定した信託報酬の金額は、募集要項記載の信託終了後に送付する信託財産状況報告書に記載されます。

また、中途解約準備金の運用または支払準備に係る運用による収益金額、信託契約の中途解約を行った受益者に対して解約がなければ支払われたであろう収益金に相当する金額等、および信託期間の満了または受託者による強制終了により信託が終了した際の残余財産（もしあれば）は、信託報酬として受託者が収受します。

## 2. その他の費用

信託財産に関する租税および信託事務処理に必要な費用等を信託財産の中から支払う場合があります。これらの費用は、未確定のため表示できません。

### 【仕組み】



※お客さまからお預かりした信託金の一部は、中途解約準備金として積み立て、預金または受託者の銀行勘定にて運用いたします。

### 【ご留意いただきたい事項】

1. 本商品には、元本補填や利益補足の特約は付されておりません。予定配当率は、これを保証するものではありません。
2. 本商品は、預金ではありません。元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金による保護の対象ではありません。
3. 本商品は、強制終了事由が発生した場合において受託者が必要と認めたときには、強制終了されます（7ページをご参照ください）。強制終了の場合、信託元本に損失が生じる可能性等があります。
4. 本商品は中途解約できません。ただし、お客さまに特別解約事由（死亡、破産等）が生じ、受託者が信託財産の交付に支障がないと判断した場合のみ、その時点において残存する中途解約準備金の範囲内で中途解約に応じます。なお、中途解約のご依頼はご契約単位での受付のみとし、信託契約の一部のみを中途解約することはできません。
5. 本商品へのお申込みは、原則として、取り消すことができません。また、本商品について、クーリングオフ制度の適用もありません。

《当社が契約している指定紛争解決機関》

一般社団法人 信託協会

連絡先： 信託相談所 電話番号：0120-817335 または 03-6206-3988

なお、金融 ADR 制度（裁判外紛争解決制度）につきましては、当社ウェブサイト「指定紛争解決機関などのご案内」(<https://www.orixbank.co.jp/contact/adr.html>)でもご確認いただけます。

《当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体》

ございません。

## 目 次

1.	本商品の仕組み	P 4
2.	信託財産の運用と管理	P 4
3.	収益の分配方法	P 5
4.	主なリスクと留意事項	P 6
5.	お手続きの内容	P 8
6.	費用と税金	P10
7.	信託業務の委託	P11
8.	その他主要な事項	P12
9.	用語集	P14

## 1 本商品の仕組み

- (1) 本商品は、受益者のために信託金を運用し、その利殖を図ることを信託の目的とします。
- (2) 本商品は、お客さまからお預かりした信託金を、主に、ソフトバンクグループ株式会社向け無担保貸付金にて運用する商品です。
- (3) 上記(2)の無担保貸付金は、ソフトバンクグループ株式会社よりその全額が期限前返済される場合があります。この場合、信託終了日まで預金または受託者の銀行勘定にて弁済金を運用します。
- (4) 本商品では、主としてソフトバンクグループ株式会社向け無担保貸付金からの利息収入をもとに、本商品の募集時にお示しする予定配当率に基づいた収益配当を行います。また、上記貸付金の満期以降には信託を終了し、お客さまへ信託元本の償還を行います。
- (5) 本商品は、強制終了事由が発生した場合において受託者が必要と認めたときには、強制終了されます(7ページをご参照ください)。強制終了の場合、信託元本に損失が生じる可能性等があります。
- (6) 本商品は、元本の補填および利益の補足はございません。

## 2 信託財産の運用と管理

- (1) お客さまからお預かりした信託金は、本商品の信託約款に基づき他のお客さまからお預かりする信託金と合同して、運用します(以下、合同して運用する信託財産を「合同運用財産」といいます)。
- (2) 本商品は、利息等の収入の確保により安定的な収益の分配を行うことを目的とし、合同運用財産を、主に、ソフトバンクグループ株式会社を貸付先とする無担保貸付金で運用します。また、貸付先より貸付金の全額について期限前返済を受ける場合があります。この場合、信託終了日まで預金または受託者の銀行勘定にて弁済金を運用します。
- (3) 合同運用財産の主な貸付先であるソフトバンクグループ株式会社は、貸付実行時点におい

て、株式会社日本格付研究所より、長期発行体格付 BBB - 以上を取得しているものとします。なお、貸付実行時点において、上記格付が取得されない場合、本商品の信託設定は中止されますので、あらかじめご了承ください。

- (4) 合同運用財産の一部は、中途解約準備金として、預金または受託者の銀行勘定にて運用します。中途解約準備金とは、受益者からの中途解約請求等が発生した場合において、受益者に信託財産の交付を行うことを目的に、受託者が信託設定日に合同運用財産の一部を積み立てた準備金をいいます。なお、中途解約は原則としてできません。また、支払準備の必要が生じた場合、合同運用財産に生じた貸付利息等を運用する場合、その他受託者が必要と認めた場合、合同運用財産を預金または受託者の銀行勘定で運用することがあります。
- ※本商品における中途解約準備金の信託元本総額に対する割合は、「募集要項」にて定めます。

## 3 収益の分配方法

### (1) 収益金の計算

本商品は、「募集要項」記載の信託終了日（最終計算日）に収益金の計算を行います。収益金の計算期間は、信託契約日から信託終了日までの期間とします。

### (2) 損益分配基準

本商品は、計算期間中に生じた損益に係る分配を行います。

計算期間において合同運用財産が受領した配当金、利息、手数料およびこれらに類する収益と合同運用財産について実現した売却益（償還益を含みます。）の各金額の合計額から同計算期間中に合同運用財産から支払った租税、事務費用、信託報酬、収益金、およびこれらに類する費用と合同運用財産について実現した売却損（償還損を含みます。）の各金額の合計額を控除した残額を求め、信託金の運用により信託財産に生じた損失がある場合には当該損失への充当を行った後の金額（純収益額）から、各受益者の予定配当額を支払います。

なお、信託終了日における純収益額が負の値（信託損失）となった場合は、信託損失は最終計算日における各受益者の信託元本金額で按分した額で各受益者に帰属するものとします。

### (3) 予定配当率と予定配当額の計算方法

本商品は、主な運用先であるソフトバンクグループ株式会社向け無担保貸付金の利率や市場動向等を勘案のうえ、あらかじめ、信託期間中の予定配当率を定めます。信託期間中、予定配当率の見直しは行いません。なお、お客さまに支払われる予定配当額は、原則として、予定配当率に基づき以下のとおり計算し、1円未満の端数については切り捨てるものといたします。

$$\text{予定配当額} = \text{「お客さまの信託元本」} \times \text{「予定配当率」} \times \text{「計算期間の実日数」} \div 365$$

## 4 主なリスクと留意事項

### 【主なリスク】

本商品の主な運用資産は、ソフトバンクグループ株式会社向け無担保貸付金です。貸付先であるソフトバンクグループ株式会社が破産等の債務不履行状態に陥った場合には、当該貸付金の元利金が返済されず、当該貸付金を貸付元本残高金額以下の価額で売却することを余儀なくされ、お客さまに予定配当率に基づく収益金の配当ができない可能性のほか、信託元本に損失が生じる可能性があります。

また、中途解約準備金の運用先、または支払準備の必要が生じた場合、合同運用財産に生じた貸付利息等を運用する場合、期限前返済を受けた弁済金を運用する場合、その他受託者が必要と認めた場合の運用に係る運用先の破産等により、予定配当率に基づく収益金の配当ができない可能性のほか、信託元本に損失が生じる可能性があります。

### 【中途解約の留意点】

(1) 本商品は、原則として、中途解約ができません。

ただし、お客さまに下記の特別解約事由が発生した場合、受託者が中途解約準備金額を勘案し、信託財産の交付に支障がないと判断した場合のみ、中途解約に応じます。

#### [ 特別解約事由 ]

- ① 受益者が死亡したとき。
- ② 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
- ③ 受益者が破産手続開始決定を受けたとき。
- ④ 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。

(2) 中途解約は、契約単位での請求のみとなります。信託契約の一部を解約することはできません。

(3) 中途解約は、中途解約受付時において、残存する中途解約準備金の水準を勘案し、信託財産の交付に支障がないと受託者が判断した場合に限って、応じることができます。従って、特別解約事由が発生している場合でも、中途解約に応じることができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、各計算期日の15営業日前から当該期日までの間は、特別解約事由が発生している場合であっても、中途解約はできません。

(4) 中途解約の請求金額が、請求時点で残存する中途解約準備金を超える場合は、中途解約の請求に応じません。なお、上記によりお客さまからの中途解約請求に応じなかったときでも、その後に別のお客さまから、残存する中途解約準備金の範囲内の金額の中途解約請求があった場合は、当該別のお客さまからの中途解約請求に応じることがありますので、あらかじめご了承ください。



### 【信託の強制終了】

本商品は、以下の強制終了事由が発生した場合において受託者が必要と認めたときは、信託財産の換金処分を行い、各受益者に按分して交付し、信託を終了する場合があります。この場合、収益金の配当ができない可能性のほか、信託元本に損失が生じる可能性があります。また、換金処分等に時間を要することがあり、交付が当初の償還日（原則として信託終了日の翌営業日から5営業日以内）を超えて大幅に後ずれする可能性もあります。

#### 〔強制終了事由〕

- ① 合同運用財産の計算期日において信託損失が発生したとき。
- ② 合同運用財産の計算期間において信託損失が発生することが明らかであると受託者が認めたとき。
- ③ 合同運用財産の主たる運用先である貸付先（ソフトバンクグループ株式会社）に債務不履行が発生したとき、または発生するおそれがあると受託者が合理的に認めたとき。
- ④ 合同運用財産の計算期日に所定の方法により算出される純収益額が各受益者毎に計算される予定配当額の合計額を下回ることが2回以上続いたとき。

上記①から④の事由が発生した場合、受託者の判断により主な運用財産であるソフトバンクグループ株式会社向け無担保貸付金の売却を行うことがあります。この場合、複数の購入希望者から購入価額の提示を受け、最も高い価額で売却する等、一般に相当と認め得る方法および価額で換金処分することとします。この場合、貸付元本残高以下の価額での売却を余儀なくされ、予定配当率に基づく収益金の配当ができない可能性のほか、信託元本に損失が生じる可能性があります。

### 【お申込みにかかわる留意点】

- (1) お申込みに際しては、投資経験や投資目的、投資資産の額などをご申告いただく必要があります。
- (2) お申込金額の総額が受託者所定の募集予定総額を上回った場合、募集期間中であっても、お申込みの受付を終了させていただく場合があります。
- (3) 募集総額等の状況により、受託者が、運用が困難と判断した場合は、受け付けたお申込みを取り消させていただく場合があります。この場合、お申込金をお預かりしてからご返金させていただくまでの期間の付利はされませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 本商品へのお申込みは、原則として、取り消すことができません。また、本商品のお申込みには、クーリングオフ制度の適用がありません。
- (5) 本商品のお申込みをいただいた後、信託契約締結の可否については、受託者が最終的に判断するものとし、場合によっては、信託契約のご締結をお断りさせていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

## 5 お手続きの内容

### (1) 募集条件

本商品の募集条件の詳細内容は、「募集要項」をご参照ください。

### (2) eダイレクト預金口座

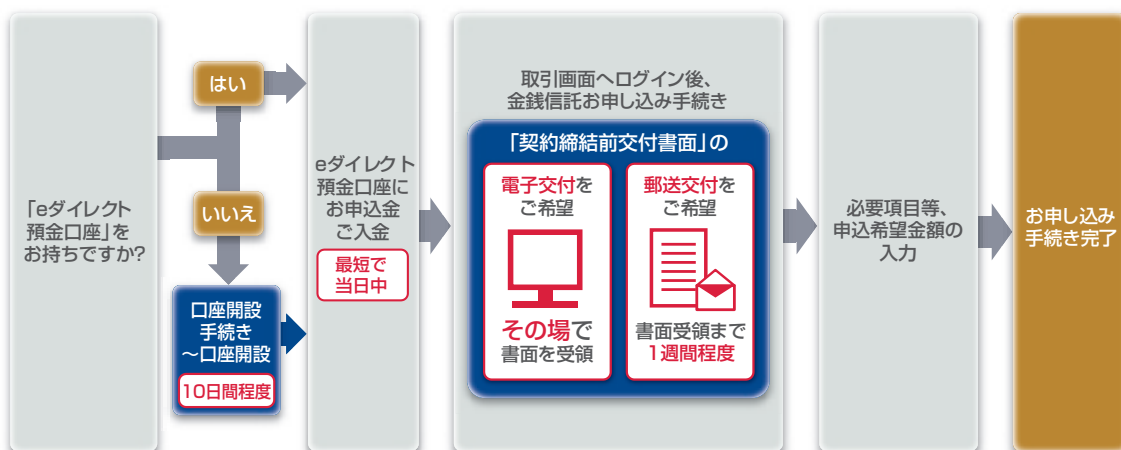
本商品へのお申込みには、お申し込み時において、「eダイレクト預金口座」をお持ちであり、当該口座にお申込金額以上の残高があることが必要です。

### (3) お申込手数料

お申込手数料はかかりません。

### (4) お申込みの受付

募集期間中は、オリックス銀行のウェブサイトにて、24時間お受け付けいたします。お申込みには、原則として、名義人ご本人様によるお手続きが必要となります。オリックス銀行のウェブサイトにて、下記のとおり、お手続きいただけます。



### (5) お申込みの取消し

本商品へのお申込みは、原則として、取り消すことができません。また、お申込みに関して、クーリングオフ制度の適用はありません。

### (6) お申込金および信託金の取扱い

募集期間中、お客さまが開設されたeダイレクト預金口座からお振り替えさせていただいた金銭を、お申込みの受付が完了した時点で、お申込金といたします。お申込金は信託設定がなされた日に信託金といたします。このお申込金には、信託設定がなされるまでの期間は付利されませんので、あらかじめご了承ください。

### (7) 信託証書の不発行

信託証書は発行いたしません。信託設定後にご送付する「信託設定のお知らせ」により信託契約の内容をご確認いただくことができます。

### (8) 信託元本および収益金のお受取時期について

本商品の信託元本および収益金は、原則として償還日に一括して、ご開設いただいているお客さまのeダイレクト預金口座に金銭をもってお支払いします。通常の信託終了の場合、最終計算日の翌営業日から5営業日目を償還日とします。なお、本商品について自動継続のお取扱いはございません。また、信託終了日の翌日から償還日までの間、付利はされま

せんで、あらかじめご了承ください。

(9) eダイレクト預金口座の保有継続

お受取口座であるeダイレクト預金口座につきまして、本商品へのお申込みから上記お支払いの完了までの間、お客さまからのeダイレクト預金口座のご解約はできません。

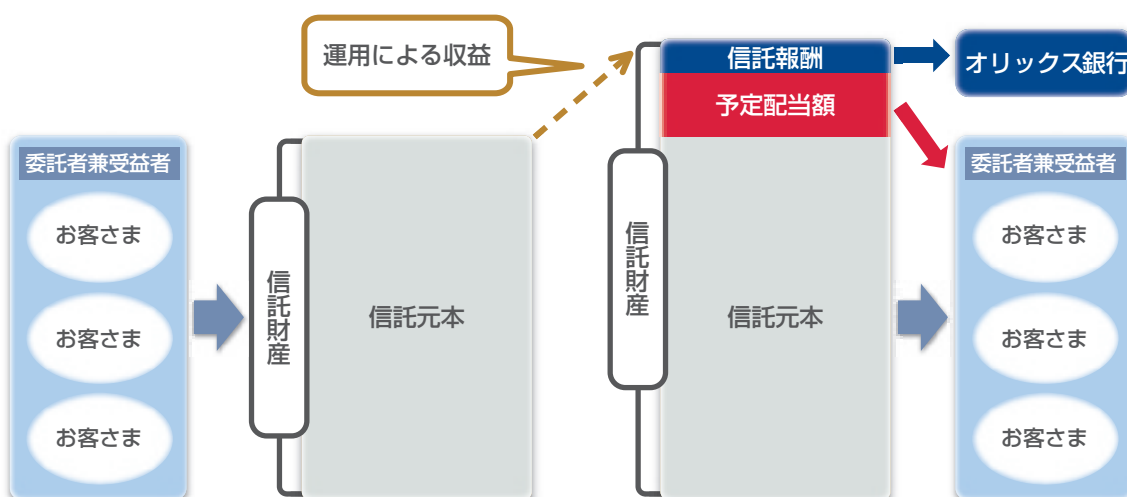
## 6 費用と税金

- (1) お申込手数料および中途解約手数料はかかりません。
- (2) 信託報酬は、信託財産の中からいただきます。予定配当率にて計算される配当金からいただくものではありません。信託報酬の金額は、信託元本の上限 0.30% から下限 0.01% に相当する金額の範囲内とし、受託者が信託約款の定めにしたがい受領します。

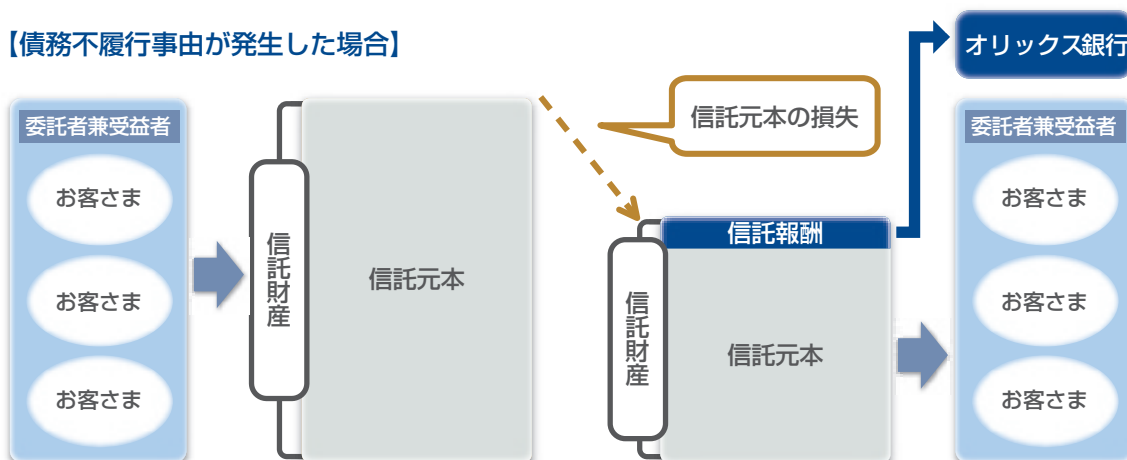
上記の範囲内で確定した信託報酬の金額は、募集要項記載の信託終了後に送付する信託財産状況報告書に記載されます。

中途解約準備金の運用による収益金額、支払準備の必要が生じた場合の当該準備に係る運用による収益金額、信託契約の中途解約を行った受益者に対して当該中途解約がなければ支払われたであろう収益金に相当する金額等、および信託期間の満了または受託者による強制終了により信託が終了した際に残余財産がある場合の当該財産は、信託報酬として受託者が收受します。

### 【予定配当率で償還される場合】



### 【債務不履行事由が発生した場合】



※これらの図は、信託報酬の受領に関するおおまかなイメージです。実際の信託報酬や予定配当額は信託約款に基づいて計算されます。

※貸付先等が債務不履行の状態に陥った場合には、予定配当額をお支払いできないことや、元本割れが生じる可能性があります。この場合も信託報酬は信託財産から支払われます。  
※信託財産からは、信託報酬のほか、租税および信託事務処理に必要な費用等を支払う場合があります。

- (3) 信託財産に関する租税および信託事務処理に必要な費用を信託財産の中から支払う場合がありますが、この費用は当該事象発生時まで確定しませんので表示できません。
- (4) 収益配当金には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が源泉徴収されます。
- (5) 本商品は、他の商品と損益通算をすることはできません。
- (6) 課税上の取扱いは、税制改正などにより将来変更されることがあります。

## 7 信託業務の委託

- (1) 受託者は、次の業務の全部または一部について、それぞれにおいて定める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。
  - ① 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務  
金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業務として営む者およびこれらの子会社等での有価証券の保管を業務として営む者。
  - ② 信託財産に属する有価証券の運用にかかわる業務  
金融商品取引法に定める投資運用業務の登録を行っている者および外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業務として営む者。
  - ③ 金銭債権の回収にかかわる業務  
法務大臣の許可を受けた債権回収会社。
- (2) 受託者は上記（1）に定める委託をするときは、上記（1）に定める者の中から以下に定める基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
  - ① 委託先の信用力に照らし継続的な業務委託の遂行に懸念がないこと。
  - ② 委託先の委託業務にかかわる実績等に照らし委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
  - ③ 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区別する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
  - ④ 委託先に対する委託料が委託業務内容、取引慣行、受託者責任の適切な執行の観点に照らし相応の水準であること。
- (3) 受託者は、上記（1）に定める委託先の選定にあたり、委託を実施する部署において委託先が上記（2）に定める基準の全てに適合する者であるか精査し、受託者の定める社内規則に従い決裁権限者が決定します。
- (4) 上記（1）から（3）にかかわらず、受託者は、以下の業務を、受託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託できるものとします。
  - ① 信託財産の保存に係る業務。

- ② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務。
- ③ 受託者（受託者から指図権限の委託を受けた者を含みます）のみの指図により委託先が行う業務。
- ④ 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為。

## 8 その他主要な事項

- (1) 本商品は、次の事由が生じた場合、信託を終了します。
  - ① 信託期間の満了。
  - ② 反社会的勢力の排除を目的とした受託者からの解約。
  - ③ お客さまからの請求による中途解約に受託者が応じた場合。
  - ④ 信託約款の変更に対するお客さまからの信託受益権の買取請求。
  - ⑤ 受託者による信託の強制終了。
- (2) 本商品の受益者は委託者とし、委託者は、受益者を指定または変更することができません。
- (3) 本商品は、受託者の承諾がなければ譲渡または質入することができません。ただし、受託者がやむを得ないと認めて譲渡または質入を承諾する場合、受託者所定の書式によりこれを受け付けます。この場合、譲受人または質権者は信託約款に同意することが条件となります。
- (4) 本商品に係る信託受益権は分割できません。
- (5) 受託者は、受益者に対し、以下の書面を郵送にて交付します。
  - ① 信託設定内容を記載した書面。
  - ② 信託終了時の最終計算を記載した書面（収益金の分配内容を記載した書面を含みます。）。
  - ③ 信託財産の状況を記載した書面（信託財産状況報告書）。
  - ④ 信託財産と受託者の銀行勘定、受託者の利害関係人、または他の信託財産との取引状況を記載した書面。
- (6) 受託者の銀行勘定や利害関係人との取引  
受託者は、合同運用財産の合理的な運用に資するもので、かつ受益者保護に支障の生ずることがないものとして法令に定める事項に該当するときは、受託者の銀行勘定での運用や利害関係人との取引を行う場合があります（信託業法第29条第2項第1号）。利害関係人とは、株式の所有関係や人的関係において、受託者と密接な関係を有する者として法令で定めるものをいいます（信託業法第29条第2項第1号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第10条）。  
本商品において、中途解約準備金等を受託者の銀行勘定にて運用することは、上記の運用に該当します。
- (7) 信託の登記・登録等
  - ① 受託者は、信託の登記または登録のできる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしますが、受託者の判断で信託の登記または登録を留保することがあります。ただし、信託の登記または登録を留保している場合、受益者保護のために受託者が必要と判断した場合は、速やかに登記または登録を行います。

- ② 信託財産に属する旨の記載または記録のできる信託財産については信託財産に属する旨の記載または記録を行い、その計算を明らかにする方法により分別して管理します。

(8) 信託約款の変更

- ① 受託者は、受益者の利益のために必要と認められるとき、または、やむを得ない事情が発生したときは、法令で定める行政官庁の認可を得て、または委託者および受益者の承諾を得て信託約款を変更できるものとします。
- ② 法令で定める行政官庁の認可を得て信託約款を変更する場合、受託者は、変更の内容および変更に関する異議ある委託者または受益者が一定期間内に異議を述べることができる旨の公告をすることとします。
- ③ 委託者または受益者が上記期間内に異議を述べなかった場合は、信託約款の変更を承諾したものとみなします。ただし、委託者または受益者が異議を述べた場合は、受益者は受託者に対し信託受益権の買取りを請求することができ、この場合、受託者は信託約款に定める方法により解約手続を行います。

(9) 受託者が行う公告

受託者が信託約款の変更等の公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載する方法により、これを行います。

## 9 用語集

格付	<p>資金調達者の債務履行能力や個別債務（社債、借入、CP等）の債務履行の確実性を表示するものです。格付は格付会社が公正な第三者として表明する評価意見で、格付会社が各々定める方法（記号）により表現されます。2010年10月1日付金融商品取引法改正により格付会社に対する規制が導入され、格付会社は金融庁に登録を行うことが義務付けられました。登録を受けた格付会社は、格付プロセスの品質管理、独立性や公正性の確保など一定の体制整備や格付付与方針の公表等、情報開示義務が課され、金融庁の検査監督も受けます。なお、格付は各格付会社の評価意見であり、事実を保証するものではありません。</p> <p>なお、株式会社日本格付研究所(JCR)における、長期発行体格付(発行体が負うすべての金融債務についての総合的な債務履行能力に対するJCRの意見をいいます)および短期発行体格付(短期の金融債務が約定通りに履行される確実性についてのJCRの意見をいいます)に係る格付符号の定義は、本表下段に記載のとおりです。</p>
合同運用指定金銭信託	<p>金銭信託のなかで大まかに指定された運用方法の範囲内で受託者が具体的な運用対象、金額、期間などを決定するもので、運用方法が同じである複数の委託者の信託財産をまとめて運用するものです。</p>
償還	<p>信託の運用が満期終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。</p>
信託	<p>委託者が受託者に財産を引き渡し、受託者が一定の目的(信託目的)に従い委託者、他者、または社会のために、その財産を管理し処分等の必要な行為をする取引の仕組みです。</p>
信託受益権	<p>信託財産の管理および運用結果として信託元本の償還(信託財産の返還)や収益交付等を受ける受益者の権利です。</p>
信託報酬	<p>信託事務処理の対価として受託者が信託財産から收受する報酬で、受益者の支払う費用です。</p>
信託約款	<p>信託金の運用方法や信託報酬等、信託設定から償還までの信託関係者の権利と義務を定める目的で、委託者と受託者が締結する信託契約内容を定めるものです。</p>
分別管理	<p>受託者が信託財産に属する財産と、受託者の固有財産や他の信託財産に属する財産を分けて管理することをいいます。分別管理は信託法で受託者の義務の一つとして定められており、分別管理を行うことにより受託者自身の債権者から信託財産の独立性が担保されます。</p>



## [ 格付符号の定義 ]

### [長期発行体格付]

AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA	債務履行の確実性は非常に高い。
A	債務履行の確実性は高い。
BBB	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。
B	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
LD	一部の債務について約定どおりの債務履行を行っていないが、その他の債務については約定どおりの債務履行を行っているとして JCR が判断している。
D	実質的にすべての金融債務が債務不履行に陥っていると JCR が判断している。

※ AA から B までの格付記号には同一等級内での相対的位置を示すものとして、プラス (+) 若しくはマイナス (-) の符号による区分を付す。

### [短期発行体格付]

J-1	短期債務履行の確実性が最も高い。
J-2	短期債務履行の確実性は高いが、J-1 より若干劣る。
J-3	短期債務履行の確実性は認められるが、環境の悪化による影響を被りやすい。
NJ	上位等級より、短期債務履行の確実性が劣る。
LD	一部の債務について約定どおりの債務履行を行っていないが、その他の債務については約定どおりの債務履行を行っているとして JCR が判断している。
D	実質的にすべての金融債務が債務不履行に陥っていると JCR が判断している。

※ 「J-1」の中でも特に短期債務履行の確実性の高いものについては「J-1 +」で表す。

## **受託者：オリックス銀行株式会社**

〒105-0014 東京都港区芝 3-22-8 オリックス乾ビル  
加入協会 一般社団法人 信託協会

## **お問い合わせダイヤル**

オリックス銀行株式会社  
金銭信託デスク ☎0120-104-094  
受付時間 9:00～17:00 土日祝および12/31～1/3 休

パソコン操作にかかるテクニカルサポートおよびお客さまカードの紛失・盗難のご連絡は、土日祝も受付しております（1/1のみ休）。